

令和 7 年度

仕 様 書

事 業 名： 町並み保存地区周辺地区舗装改修事業

履 行 場 所： 竹原市 本町

業 務 名： 町並み保存地区周辺地区景観舗装整備方針検討業務

業 務 概 要：

- (1) 上位計画の整理 (2) 現状と課題の抽出 (3) 整備方針の検討
- (4) 各種舗装内容の比較検討 (5) ライフサイクルコスト検討
- (6) 整備イメージパースの作成 (7) 地元説明会資料作成 (8) 整備方針作成
- (9) 報告書作成 (10) 打合せ協議

【添付書類】

- ☐ 特記仕様書
- ☐ 総括情報表
- ☐ 内訳表

等

町並保存地区周辺地区景観舗装整備方針検討業務 仕様書

1 業務目的

本市は、町並み保存地区や周辺地区に歴史的建造物が多く存在しており、伝統的建造物群保存地区と一体となった本市固有の景観を形成している。特に、石畳の舗装については、良好な景観の形成に重要な役割を果たしている。しかし、石畳の施工後30年以上が経過している箇所や、構造上の問題から修繕が必要となる箇所が年々増加していることから、今後の老朽化対策が課題となっている。

また、令和6年度から下水道事業による面整備が開始されることから、下水道整備後の石畳舗装の復旧にあたっては、景観形成の観点と今後のライフサイクルコストを考慮した舗装の復旧を検討する必要がある。

そのため、整備方針に基づいた、下水道事業・水道事業等の関連事業による舗装復旧や、老朽化した石畳の舗装改修を進めることを目的に、町並み保存地区周辺地区の景観舗装整備方針を策定する。

2 業務内容

(1)上位計画等の整理

都市計画マスタープランや景観計画、重要伝統的建造物群保存地区、及び歴史的風致維持向上計画等の上位計画を基に、地区の位置づけや景観整備にあたっての条件を整理する。また、下水道事業・水道事業等の関連事業の状況について把握する。

(2)現状と課題の抽出

竹原市から提供する資料及び現地調査を基に、景観の特性や道路の利用状況、現状舗装の劣化状況、側溝や道路付属物及び占用物件等の現状について調査する。また、石畳舗装の改修や町並保存地区における景観舗装の整備事例について調査する。以上の調査を基に、石畳舗装の改修にあたっての整備課題を抽出する。

(3)整備方針の検討

(1)(2)の整理を踏まえて、伝統的建造物群との調和や今後のライフサイクル等の両立を目指した景観整備にあたっての基本的な方針と、石畳舗装の改修や、関連して道路側溝の改修方針を検討する。(既存の水路位置における改修方法のみ)

(4)各種舗装内容の比較検討

石畳舗装の改修にあたり、本地区で整備可能な景観舗装を複数案提案し、町並みとの調和や経済性、施工性、維持管理、近隣住民への影響等の観点から比較検討を行う。

(5)ライフサイクルコスト検討

(4)で検討する景観舗装各案について、概算の数量及び工事費を算出するとともに、維持・修繕に係る条件の設定に基づき維持・修繕費用を算出し、ライフサイクルコストを検討する。

(6)整備イメージパースの作成

景観舗装の比較案について、整備後のイメージパースを作成する。作成するイメージパースは A4 サイズ 3 点程度とする。

(7)地元説明会資料作成

整備方針（案）について住民意見を把握するために開催する説明会（2 回）の資料を作成し、説明会で出た意見の集約を行う。

- ・説明会用に必要となる資料の作成を行う（パワーポイント）

※説明会の案内及び、会場設営等は市で行う。

(8)整備方針作成

以上の検討結果及び住民意見を踏まえ、関係法令や基準等に基づく技術的な精査をしたうえで、最適な景観舗装を選定するとともに、地区の特性を踏まえた整備の考え方や舗装デザイン、側溝デザインについて検討し、整備方針としてとりまとめる。

また、選定した整備内容に基づき、概略平面図と標準断面図を作成するとともに、現地状況等を踏まえて工区分けし、概略工程表を作成する。

(9)報告書作成

業務概要、検討過程、検討結果等を取りまとめた報告書を作成する。

(10)打合せ協議

業務に関する打合せ協議は、着手時、中間 1 回、成果品納入時に行うこととし、その他、業務の遂行に関して調査職員と十分に連絡を取りながら実施する。

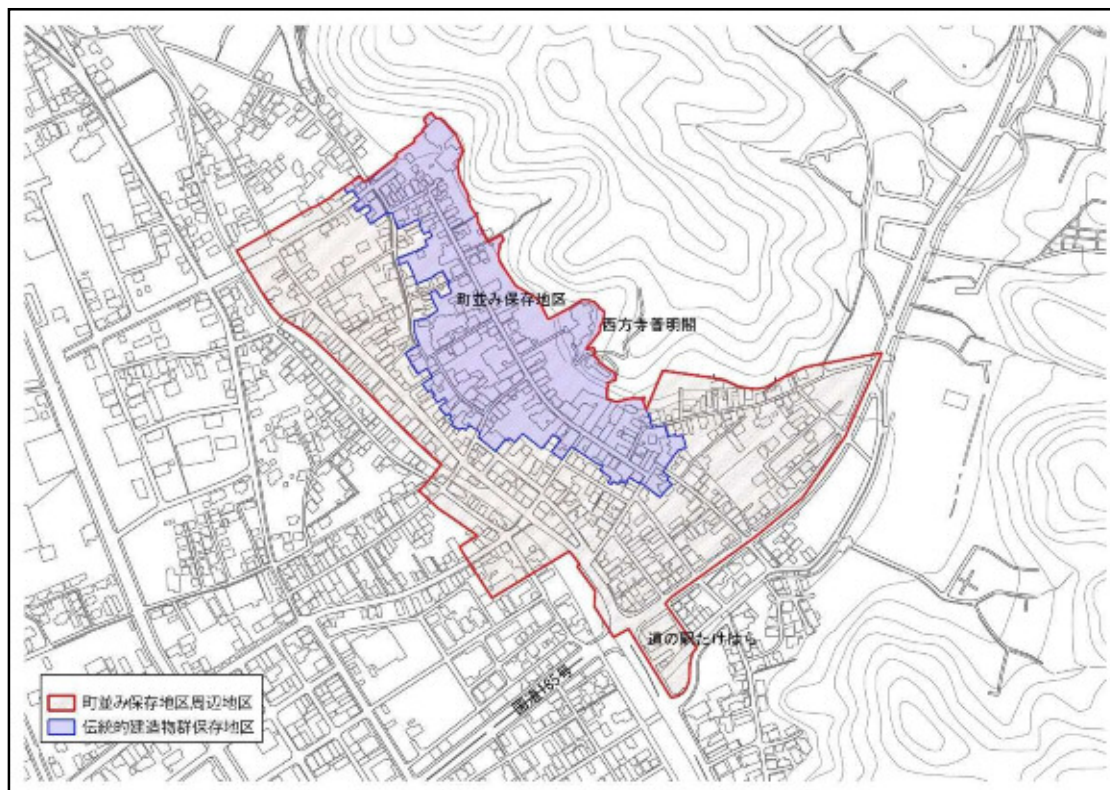
以下【参考資料】

① 関連事業スケジュール

年度	R6	R7	R8	R9	R10 以降
関係団体等協議 ※ 1					
景観舗装整備方針業務					
舗装改修					
下水道事業（污水）	設計・協議	面整備（R7～R8）	舗装		
下水道事業（雨水）	設計・協議	工事（R7～R8）	舗装		
水道事業	設計・協議	工事（R7～）	舗装		

※ 1 伝統的建造物群保存地区審議会、地元自治会、町並み保存会、景観審議会 等

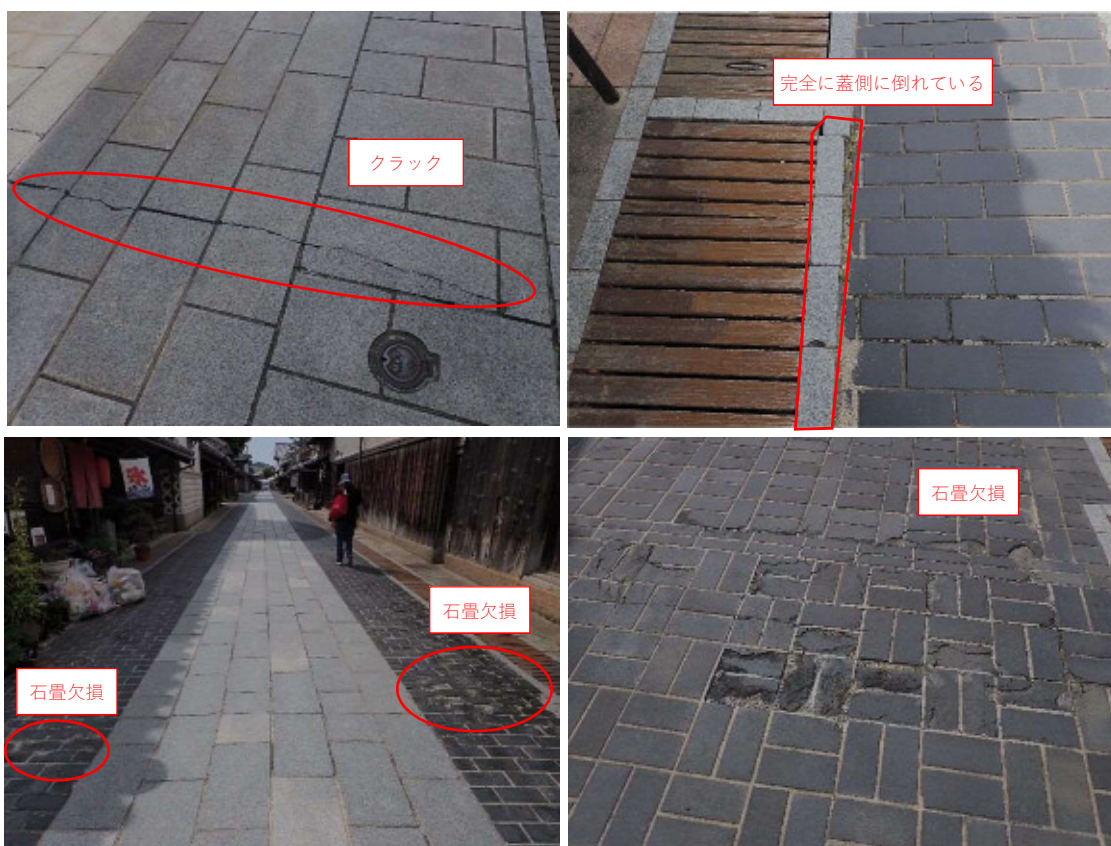
②町並み保存地区周辺地区（竹原市景観計画重点地区）



② 舗装老朽化状況

下の写真は劣化状況の一部、あらゆる路線で老朽化による損傷箇所が点在している。

現状維持とした場合、下水道、水道工事による舗装復旧にあたって、現在の石畳が再利用できないと見込まれ、舗装復旧費用が増大することが懸念される。



特記仕様書

1 本業務において、業務分野別の共通仕様書の適用は次による。

業務分野	適用する共通仕様書
土木関係建設コンサルタント業務（設計業務等）	設計業務等共通仕様書（令和6年8月）広島県

2 本業務における、主たる業務分野及び部門

「土木関係建設コンサルタント業務（都市計画及び地方計画）」

3 管理技術者の配置を求める業務分野

「土木関係建設コンサルタント業務」

4 土木関係建設コンサルタント業務において管理技術者に求める部門

「都市計画及び地方計画」

5 照査技術者の配置を求める業務分野

「土木関係建設コンサルタント業務」

6 情報共有システム

対象外業務

7 成果物の提出

「土木設計業務等の電子納品要領」に基づいて作成した電子成果品の提出については、電子媒体を使用すること。

8 CIM推進モデル業務

対象外業務

9 提出書類（テクリス）について

本業務におけるテクリスへの登録については、次表に示す各条項の「提出書類」によらず、次のとおりとする。

設計業務等共通仕様書（令和6年8月）広島県
第1110条
第1143条

受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績データを作成し、発注機関確認担当者情報を入力した「事前確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。また、受注者は、契約時において、調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績データを登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「事前確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。また、テクリスが発行する「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから調査職員にメール送信し、速やかに調査職員の確認をうけた上で、テクリスに登録申請しなければならない。

受注者は、登録作業及び内容確認については次のとおり対応する。

- (1) 受注者は、業務実績データの作成及び※発注機関確認担当者情報の入力後、テクリス上で「メール送信で提出」を選択する。
- (2) 受注者は、（1）によりメール送信された「事前確認のお願い」について調査職員の確認を受ける。
- (3) 受注者は、テクリスから送信される、確認年月日を明記した「登録のための確認のお願い（調査職員が登録内容を承認した旨のメール）」を確認し速やかに、テクリスへ登録する。
- (4) 「登録内容確認書」については、テクリスから調査職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 50 竹原市 00-07. 03. 01 (0)		《凡例》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託		
発注区分	当世代		
	前世代		
	41 建設コンサル		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

設計業務費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務等積算基準					Y2C01 レベル1
景観舗装整備方針検討業務	1	式			Y2999 レベル2
景観舗装整備方針検討業務	1	式			Y3999 レベル3
景観舗装整備方針検討業務	1	式			Y4999 レベル4
(1) 上位計画等の整理	1	式			V0001 00
(2) 現状と課題の抽出	1	式			単第0 -0001 表 V0002 00
(3) 整備方針の検討	1	式			単第0 -0002 表 V0003 00
(4) 各種舗装内容の比較検討	1	式			単第0 -0003 表 V0004 00
	1	式			単第0 -0004 表

設計業務費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
(5) ライフサイクルコスト検討					V0005 00
	1	式			単第0 -0005 表
(6) 整備イメージパースの作成					V0006 00
	1	式			単第0 -0006 表
(7) 地元説明会資料作成					V0007 00
	1	式			単第0 -0007 表
(8) 整備方針作成					V0008 00
	1	式			単第0 -0008 表
(9) 報告書作成					V0009 00
	1	式			単第0 -0009 表
(10) 打合せ協議					V0010 00
	1	式			単第0 -0010 表
＊＊直接人件費＊＊					
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			

設計業務費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費					YZZ01010101レベル4
	1	式			
旅費交通費（設計）					S2Z0101X3 00
	1	式			単第0 -0011 表
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101レベル4
	1	式			
電子成果品作成費（設計） その他の設計業務					S2Z0102X3 00
	1	式			単第0 -0012 表
＊＊直接原価＊＊					
その他原価 計算情報…… 対象額……… 率……………					

施工单価表

(2) 現状と課題の抽出

V0002

單第0 -0002 表

頁0 -0007

1 式 当り

[illegible]

施工単価表

(3) 整備方針の検討

V0003

單第0 -0003 表

頁0 -0008

1 式 当り

[illegible]

施工単価表

(5) ライフサイクルコスト検討

V0005

單第0 -0005 表

頁0 -0010

1 式 当り

[illegible]

施工単価表

(6) 整備イメージパースの作成

V0006

單第0 -0006 表

頁0 -0011

1 式 当り

[illegible]

施工単価表

(7) 地元説明会資料作成

V0007

單第0 -0007 表

頁0 -0012

1 式 当り

[illegible]

施工单価表

(8) 整備方針作成

V0008

單第0 -0008 表

頁0 -0013

1 式 当り

[illegible]

施工单価表

(9) 報告書作成

V0009

單第0 -0009 表

頁0 -0014

1 式 当り

[illegible]

施工单価表

(10) 打合せ協議

V0010

单第0 -0010 表

頁0 -0015

式 当以

[illegible]

施工単価表

旅費交通費（設計）

S2Z0101X3

單第0 -0011 表

頁0 -0016

式 当以

[illegible]

